

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年2月8日

【四半期会計期間】 第1期第3四半期(自平成23年10月3日至平成23年12月31日)

【会社名】 サノヤスホールディングス株式会社

【英訳名】 Sanoyas Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 孝

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 大阪(06)4803 6161(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長執行役員 森本 武彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 大阪(06)4803 6161(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長執行役員 森本 武彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第1期 第3四半期 連結累計期間
会計期間		自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日
売上高	(百万円)	54,518
経常利益	(百万円)	4,014
四半期純利益	(百万円)	659
四半期包括利益	(百万円)	265
純資産額	(百万円)	14,663
総資産額	(百万円)	73,602
1株当たり四半期 純利益金額	(円)	20.23
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	(円)	-
自己資本比率	(%)	18.7

回次		第1期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年10月3日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期 純損失金額()	(円)	14.08円

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載していない。
- 4 当社は、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の単独株式移転により平成23年10月3日に設立されたため、前連結会計年度以前に係る記載はしていない。
- 5 第1期第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の四半期連結財務諸表を引き継いで作成している。

2 【事業の内容】

当社は、平成23年10月3日付で株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の単独株式移転により、同社の完全親会社として設立された持株会社である。

当社の企業集団は、当社、子会社17社及び関連会社1社で構成され、船舶部門、陸機部門及びその他の部門に分かれている。

当社グループの事業における当社、子会社及び関連会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりである。

- (1) 船舶部門では、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌が新造船・修繕船を手掛ける他、サノヤス商事株式会社が、スクラップ販売を受け持っている。
- (2) 陸機部門では、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌が、鋼構造物・建設機械・遊園機械を製造する他、当社運営の遊園地を明昌ネットワーク株式会社が管理、サノヤス・エンジニアリング株式会社が立体駐車装置を製造する。
- (3) その他の部門では、山田工業株式会社、ケーエス・サノヤス株式会社及び加藤精機株式会社は、各々独立して空調・給排水・環境工事業と自動車部品製造業、機械部品の製造業を営んでいる。また、株式会社サノテック、サノヤス産業株式会社、サノヤス建物株式会社及びサノヤス安全警備株式会社は、各々ソフトウェア開発、不動産管理、保険代理及び警備保障により当社と関わっている。山田エンジニアリングサービス株式会社は、山田工業株式会社が請負った工事の保守を営む。また、みづほ工業株式会社は、主に化粧品製造用機械の製造業を営む。

なお、上記の説明は、後記の「セグメント情報」での区分と同一である。

事業の系統図は次のとおりである。

当社		
関サノヤス・ヒシノ明昌		
船舶部門	陸機部門	その他の部門
(関連会社) CENTENARY MARITIME S. A. (海運業)	(連結子会社) 明昌ネットワーク㈱ (遊戯施設運営保守) サノヤス・エンジニアリング㈱ (鋼構造物の設計、製作)	(連結子会社) 山田工業㈱ (空調・給排水・環境工事) ケーエス・サノヤス㈱ (自動車部品製造) ㈱サノテック (ソフトウェアの開発) 加藤精機㈱ (機械部品製造) みづほ工業㈱ (化粧品製造用機械製造)
(非連結子会社) サノヤス商事㈱ (船舶機材の売買) サノヤス造船㈱ (船舶等製造)	(非連結子会社) サノヤス建機㈱ (建設機械等製造)	(非連結子会社) サノヤス建物㈱ (不動産管理・保険代理) サノヤス産業㈱ (不動産管理) 山田エンジニアリングサービス㈱ (保守工事) サノヤス安全警備㈱ (警備業) 泉備工業㈱ (不動産管理) 美之賀機械(无錫)有限公司 (機械保守)

(関係会社の状況)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社サノヤス・ヒシノ明昌 4、5、6	大阪市北区	2,538	船舶の建造及び修繕、 プラント工事、建設機 械及び遊戯機械の製造 及び販売など	100.0	役員の兼任17名
山田工業株式会社	大阪市中央区	250	空調・給排水・環境工 事の設計及び施工	100.0 〔100.0〕	当社の役員2名が同社の役員 を兼務
ケーエス・サノヤス株式会社	兵庫県三田市	180	自動車部品・建築部品 の製造	99.9 〔99.9〕	当社の役員1名が同社の役員 を兼務
株式会社サノテック	大阪市住之江区	80	ソフトウェアの開発及 び計算・情報処理業務 の受託	100.0 〔100.0〕	当社の役員2名が同社の役員 を兼務 電算業務の委託
明昌ネットワーク株式会社 7	大阪市住之江区	80	遊園地・ゲームコー ナーの経営及び管理の 受託	100.0 〔100.0〕	当社の役員1名が同社の役員 を兼務
加藤精機株式会社 8	大阪府豊中市	64	機械・機械部品の製造 及び修理	60.0 〔60.0〕	-
みづほ工業株式会社	大阪市西成区	60	化粧品・医薬品製造用 の乳化装置及び攪拌機 等の製造	100.0 〔100.0〕	-
サノヤス・エンジニアリング 株式会社 9	大阪市住之江区	35	立体駐車装置の製造 及び保守点検	100.0 〔100.0〕	-
(非連結子会社等)					
サノヤス造船株式会社 10	大阪市北区	50	船舶の建造及び修繕、 プラント工事	100.0 〔100.0〕	当社の役員14名が同社の役 員を兼務
サノヤス建機株式会社 11	大阪市北区	40	建設用エレベータ・ク レーン等製造・販売・ 賃貸	100.0 〔100.0〕	当社の役員1名が同社の役員 を兼務
他8社				-	

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の〔内書〕は間接所有割合である。

2 執行役員は役員に含めている。

3 上記の内、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌を除いて、最近連結会計年度において有価証券届出書または有価証券報告書の提出会社に該当するものはない。

4 特定子会社である。

5 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えているが、当該連結子会社は、最近連結会計年度において有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略している。

6 平成24年1月4日付で、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌は、サノヤス・ライド株式会社に社名変更している。また、本店所在地についても大阪市住之江区に変更し、資本金の額についても200百万円に減額している。

7 平成24年1月4日付で、明昌ネットワーク株式会社は、サノヤス・ライドサービス株式会社に社名変更している。

8 平成23年8月1日付で加藤精機株式会社は子会社(非連結)であるユーエヌ管理株式会社を吸収合併した。

9 サノヤス・エンジニアリング株式会社は、平成23年7月1日付で株式会社サノヤス・ヒシノ明昌から会社分割(吸収分割)により、パーキングシステム事業を承継した。

10 平成24年1月4日付で、サノヤス造船株式会社の資本金の額は、50百万円から2,000百万円に増額している。また、同日付で株式会社サノヤス・ヒシノ明昌から会社分割(吸収分割)により、造船事業及びプラント事業を承継した。

11 平成24年1月4日付で、サノヤス建機株式会社の資本金の額は、40百万円から80百万円に増額している。また、同日付で株式会社サノヤス・ヒシノ明昌から会社分割(吸収分割)により、建機事業を承継した。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当社は、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の完全親会社となるため、同社の前事業年度の有価証券報告書（平成23年6月28日提出）に記載した事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなる。なお、当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生または株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

（会社分割）

当社の子会社である株式会社サノヤス・ヒシノ明昌は、平成23年10月28日開催の取締役会において、平成24年1月4日を効力発生日として、造船事業及びプラント事業（タンク設備製造等）をサノヤス造船株式会社に承継させること、建機事業をサノヤス建機株式会社に承継させることとし、吸収分割契約の締結を承認することを決議した。

なお、詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項の（重要な後発事象）」を参照されたい。

（関係会社株式の譲渡）

当社は、平成24年1月4日を効力発生日として、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の子会社である、サノヤス造船株式会社、サノヤス建機株式会社、サノヤス・エンジニアリング株式会社、加藤精機株式会社、みづほ工業株式会社、山田工業株式会社、株式会社サノテック、サノヤス産業株式会社、サノヤス安全警備株式会社、ケーエス・サノヤス株式会社、サノヤス商事株式会社及びサノヤス建物株式会社の株式を当社へ譲渡することに関し、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌との間で株式譲渡契約書を締結することを平成23年12月22日開催の取締役会において決議し、同日付にて契約を締結した。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災後の被災企業の復旧やサプライチェーンの回復がなされたことから、持ち直しの動きが見られた。一方、欧州諸国の債務問題の再燃による金融不安等に加え、円高が進み輸出関連企業に大きな影響が出るなど、景気の先行きは不透明感が増す状況となった。

当社グループを取り巻く事業環境においても、船舶部門では中国造船の供給力増大と景気減速に伴う新造船需要の減少による世界的な需給ギャップが拡大し、新造船の船価が低迷する一方、円高の昂進に見舞われた。

陸機部門及びその他の部門からなる陸上事業では、国内設備投資や個人消費が低迷し、引続き厳しい状況が続いた。

このような状況下、当社グループでは新造船については、環境性能面における競争力確保による差別化を図るため、世界最高水準の環境及び省エネに対応した82千重量トン型のパナマックス・バルクキャリアを開発するとともに、既存船型についても更なる省エネ型へのデザイン改良に努めた。陸上事業においても、顧客ニーズに即した新商品の開発と営業に努めた。

また、今後当社グループの持続的発展、企業価値向上のためには、現在の組織体制を一新して連結経営のレベルアップを図ることが必要と判断し、平成23年10月単独株式移転により持株会社を設立した。平成24年1月には造船・プラント事業と建機事業を分社化した上で、当社グループの事業を4つの事業グループに分け、各事業会社を持株会社の下に並列的に配置する体制に再編した。

なお、立体駐車場装置事業については、先行して平成23年7月に分社を完了している。

当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高54,518百万円、営業利益4,042百万円、経常利益4,014百万円、四半期純利益は法人税率の変更並びに組織再編に伴い繰延税金資産を取崩したことなどから659百万円となった。

当社は、平成23年10月3日に単独株式移転により設立されたため、前年同四半期比較についての記載を行っていない。

セグメント別の業績は次のとおりである。

船舶部門

当第3四半期連結累計期間における厳しい受注環境の中、新造船については為替及び資機材価格動向を見極めつつ受注活動を行い、新83千重量トン型のパナマックス・バルクキャリアー等5隻を受注した。その結果、当第3四半期会計期間末の受注残高は101,128百万円となった。新造船の引渡しは、83千重量トン型パナマックス・バルクキャリアー7隻と120千重量トン型ハンディーケープ・バルクキャリアー1隻であり、修繕船等を加えた当該部門の売上高は43,407百万円となった。営業利益は、歴史的な円高の昂進に伴い次年度以降に引渡す船舶の一部において受注工事損失引当金を2,245百万円計上したが、鋼材をはじめとする資機材単価の低減と生産性向上に努めた結果、6,440百万円となった。

陸機部門

立体駐車装置、建設機械、遊園機械の製造及び遊園地運営等を行う陸機部門においては、厳しい国内設備投資環境において顧客ニーズに即した受注活動を行い、当第3四半期会計期間末の受注残高は1,670百万円となった。売上高は、5,370百万円、損益面は各種合理化に努めたが、豪州観覧車の補修工事期間が延びることにより保証工事引当金1,438百万円を追加計上したこと等から1,133百万円の営業損失となった。

その他の部門

主として連結子会社の事業である空調・給排水・環境工事、機械部品製造、化粧品製造用機械等のその他の部門においても、顧客ニーズに即した受注活動を行い、機械部品製造、化粧品製造用機械等の受注が増加したことから、当第3四半期会計期間末の受注残高は2,998百万円となった。売上高は、5,741百万円、営業利益は219百万円となった。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、49,427百万円となった。主な内訳は、現金及び預金が24,108百万円、受取手形及び売掛金が19,352百万円である。

固定資産は、24,175百万円となった。主な内訳は、有形固定資産が17,510百万円、投資有価証券が3,783百万円である。

(負債)

流動負債は、42,084百万円となった。主な内訳は、支払手形及び買掛金が15,082百万円、前受金が14,374百万円である。

固定負債は、16,853百万円となった。主な内訳は、長期借入金が11,559百万円、退職給付引当金が4,331百万円である。

(純資産)

純資産合計は、14,663百万円となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の前事業年度の有価証券報告書に記載された対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条3号に掲げる事項）は次のとおりである。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上していくことを可能とする者が望ましいと考えております。もっとも、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、株主の皆様が買付けの条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの等も散見されます。また、船舶事業及び陸上事業を手掛ける当社グループの経営においては、当社グループが保有する有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解に基づく中長期的な視野を持った経営施策が必要不可欠です。かかる買付行為がなされる場合や当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりかかる中長期的視野を欠く経営がなされる場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

従って、当社としましては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような大規模買付行為を行う者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループの企業価値の源泉は、顧客ニーズに即した製品を提供し続ける技術開発力、熟練した技能及び豊富なノウハウを有する従業員、顧客・地域社会・取引先との信頼関係、技術力の結晶を生み出す当社グループの事業拠点、人々の生活を豊かにするために日々研鑽する企業精神等にあると考えております。

当社といたしましては、これら企業価値の源泉を最大限に活用しつつ、以下の取組みにより、中長期的な視点から企業価値の向上に努めています。

より効率的に高品質な製品を供給する生産体制を築き、収益性を高めると共に、海・陸それぞれの事業の特性に応じた柔軟な組織対応を行い、社会や市場の変化に迅速に対応できる企業体制の確立を進めています。

多様化する顧客ニーズと信頼に応えるとともに、安全かつ、環境に配慮した製品の開発等の技術革新に絶えず取組んでおり、船舶部門においては、環境を考慮した高性能の次世代船の開発を積極的に進め、陸上部門においては、船舶部門との有機的な結合により製品の安全性、信頼性の確保を図っています。

自ら考え、働く集団を目指し、仕事の重要度や役割の大きさによって評価される「役割重視型」かつマネジメント力の向上により人が育つ「人材育成型」の人事制度を導入することにより、次代に備えた人づくりと、職員の能力・意欲を引き出し、成果を実現させる会社づくりを進めています。

教育研修制度の充実により、永年にわたって蓄積した専門技術・技能・ノウハウの維持、向上及び円滑な継承を行っています。

相互信頼に基づく良好な労使関係を継続しています。

100年以上にわたり培った社会的信用や、海・陸の分野での実績を通して構築された顧客、地域社会、取引先等との揺るぎない信頼関係を維持しています。

また、連結経営のレベルアップを図り、それぞれの事業に最適なビジネスモデルの構築や、事業特性に応じたリスク管理力の強化を図るため、平成23年10月にサノヤスホールディングス株式会社を設立し、平成24年1月より持株会社を核とする新組織体制をスタートいたしました。

このほか、経営の「意思決定機能」及び業務執行の「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、効率的な意志決定及び業務執行の体制を構築するとともに、経営の透明性を保ちつつ、企業価値の向上を目指すこと

を狙いとして、執行役員制度を導入いたしております。また、事業年度ごとの経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすために、取締役の任期を2年から1年に短縮するなど、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年10月3日開催の取締役会において、で述べた基本方針に照らし、当社取締役全員の賛成により、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）の導入を以下の通り決定いたしました。本対応方針は、株式移転により平成23年10月3日付で当社の完全子会社となった株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）の第85期定時株主総会において承認されました内容と同じです。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、(a)大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、(b)当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ(c)取締役会または株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールを大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された「意向表明書」を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様との判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長がありえます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめ公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、(a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、(b)大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び(c)大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を当社取締役会に対し行います。その場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等の対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を開催するものとします。なお、独立委員会が(a)または(b)により対抗措置発動を勧告した場合であっても、当社取締役会が善管注意義務に照らし、株主総会に諮るべきであると判断する場合は株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、または取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使

し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更または停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成23年10月3日から平成24年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正した上での継続も含みます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sanoyas.co.jp/ir/other.html>）に掲載する「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」をご覧ください。

各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、に記載した本対応方針も、に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は平成23年10月3日から平成24年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までであり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費の総額は88百万円である。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月8日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,600,000	32,600,000	大阪証券取引所(市場第一部)	単元株式数は 100株である。
計	32,600,000	32,600,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月3日(注)	32,600	32,600	2,538	2,538	1,110	1,110

(注) 増減数及び増減額は当社設立によるものである。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、平成23年10月3日会社設立のため直前の基準日がないため記載していない。

2 【役員の状況】

当社設立日である平成23年10月3日から、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はない。なお、当四半期報告書提出日現在の役員の状況は以下のとおりである。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長		落合 諒	昭和22年9月19日生	昭和45年4月 佐野安船渠株式会社（昭和59年8月株式会社サノヤスに社名変更、平成3年4月株式会社サノヤス・ヒシノ明昌に社名変更）入社 平成12年4月 同社水島製造所長兼水島製造所総務部長 平成12年6月 同社取締役 平成13年4月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役専務取締役 平成16年6月 同社代表取締役専務取締役水島製造所長 平成17年4月 同社代表取締役専務取締役水島製造所長兼建機事業本部担当 平成19年6月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐〔船舶鉄構事業本部・水島製造所・業務企画部担当〕 平成20年11月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐〔船舶鉄構事業本部・水島製造所・業務企画部担当〕兼大阪南支社長 平成21年6月 同社代表取締役会長 平成23年10月 当社代表取締役会長（現任） 主な兼務状況 平成24年1月 サノヤス造船株式会社 代表取締役会長	(注)2	20,293
代表取締役 社長		上田 孝	昭和27年7月25日生	平成14年6月 株式会社三井住友銀行執行役員大阪本店営業第一部長 平成17年6月 同行常務執行役員大阪本店営業本部長 平成18年4月 同行常務執行役員 平成19年5月 SMBCセンターサービス株式会社代表取締役社長 平成20年5月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌入社副社長執行役員 平成20年6月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐 平成21年6月 同社代表取締役社長 平成23年10月 当社代表取締役社長（現任） 主な兼務状況 平成24年1月 サノヤス造船株式会社 代表取締役社長	(注)2	32,328

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 副社長 執行役員	社長補佐（経理部担当兼レジヤグループ担当）	森本 武彦	昭和22年9月11日生	平成6年9月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）審査第一部部長	(注)2	9,257
				平成8年4月	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌入社レジヤ事業本部本部長補佐		
				平成9年6月	同社取締役レジヤ事業本部副本部長		
				平成12年4月	同社常務取締役		
				平成13年4月	同社常務取締役レジヤ事業本部長		
				平成14年6月	同社常務取締役経理部担当		
				平成17年4月	同社代表取締役専務取締役経理部担当兼パーキングシステム・エンジニア事業本部担当		
				平成19年6月	同社代表取締役専務執行役員経理部担当		
				平成21年6月	同社代表取締役副社長執行役員社長補佐〔経理部担当〕		
				平成23年10月	当社代表取締役副社長執行役員社長補佐（経理部担当兼レジヤグループ担当）（現任）		
				主な兼務状況 平成24年1月	サノヤス造船株式会社 代表取締役副社長執行役員		
取締役		中道 保信	昭和24年11月6日生	平成11年1月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）お客様サービス推進室長	(注)2	12,645
				平成13年4月	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌入社顧問レジヤ事業本部副本部長		
				平成13年6月	同社取締役		
				平成14年6月	同社常務取締役レジヤ事業本部長		
				平成19年6月	同社代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼新規事業室担当		
				平成20年4月	同社代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼新規事業室担当兼新規事業室長		
				平成21年6月	同社代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼レジヤ事業本部担当兼新規事業室担当兼大阪南支社長兼新規事業室長		
				平成22年4月	同社代表取締役専務執行役員企画部（事業開発室・関連事業企画室）担当兼陸上営業本部（レジヤ営業部）担当		
				平成23年4月	同社代表取締役専務執行役員陸上営業本部（レジヤ営業部）担当		
				平成23年10月	当社取締役（現任）		
				主な兼務状況 平成23年10月	山田工業株式会社 代表取締役社長		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 専務 執行役員	東京支社長	竹原 久雄	昭和23年4月12日生	<p>平成4年4月 住友重機械工業株式会社船舶鉄構事業本部営業本部官公庁船営業グループ部長</p> <p>平成15年4月 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社マリンエンジニアリング部長</p> <p>平成15年11月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌入社船舶鉄構事業本部船舶事業部新造船営業部長</p> <p>平成16年6月 同社取締役船舶鉄構事業本部船舶事業部長兼新造船営業部長</p> <p>平成17年6月 同社常務取締役船舶鉄構事業本部副本部長兼船舶事業部長兼新造船営業部長</p> <p>平成19年6月 同社代表取締役専務執行役員船舶鉄構事業本部長兼船舶事業部長兼新造船営業部長兼東京支社長</p> <p>平成20年4月 同社代表取締役専務執行役員船舶鉄構事業本部長兼東京支社長</p> <p>平成22年4月 同社代表取締役専務執行役員船舶営業本部長兼東京支社長</p> <p>平成23年10月 当社取締役専務執行役員東京支社長（現任）</p> <p>主な兼務状況 平成24年1月 サノヤス造船株式会社 代表取締役専務執行役員</p>	(注)2	17,876
取締役 専務 執行役員	企画部担当兼 サービス事業グループ担当	浅間 成人	昭和25年3月26日生	<p>昭和48年4月 佐野安船渠株式会社（昭和59年8月株式会社サノヤスに社名変更、平成3年4月株式会社サノヤス・ヒシノ明昌に社名変更）入社</p> <p>平成14年2月 同社水島製造所大阪工作部長</p> <p>平成17年6月 同社取締役水島製造所副所長兼大阪工作部長</p> <p>平成19年6月 同社取締役常務執行役員水島製造所所長</p> <p>平成21年6月 同社代表取締役専務執行役員</p> <p>平成22年4月 同社代表取締役専務執行役員水島製造所所長兼施設部担当</p> <p>平成23年10月 当社取締役専務執行役員企画部担当兼サービス事業グループ担当（現任）</p> <p>主な兼務状況 平成24年1月 サノヤス造船株式会社 代表取締役専務執行役員</p>	(注)2	7,601
取締役		白神 敬治	昭和25年3月31日生	<p>昭和48年4月 佐野安船渠株式会社（昭和59年8月株式会社サノヤスに社名変更、平成3年4月株式会社サノヤス・ヒシノ明昌に社名変更）入社</p> <p>平成12年4月 同社資材部長</p> <p>平成17年6月 同社取締役</p> <p>平成18年6月 同社取締役レジャー事業本部副本部長</p> <p>平成18年7月 同社取締役レジャー事業本部副本部長兼管理部長</p> <p>平成19年6月 同社取締役常務執行役員レジャー事業本部長兼管理部長</p> <p>平成22年4月 同社取締役常務執行役員社長補佐</p> <p>平成23年10月 当社取締役（現任）</p> <p>主な兼務状況 平成24年1月 サノヤス・ライド株式会社 代表取締役社長</p>	(注)2	6,038

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 常務 執行役員	総務人事部担当 兼総務人事部長 兼内部統制推進 部担当	大屋 雄次	昭和23年9月17日生	昭和49年1月 平成11年4月 平成17年6月 平成19年6月 平成22年4月 平成23年10月 平成24年1月	佐野安船渠株式会社（昭和59年8月株式会社サノヤスに社名変更、平成3年4月株式会社サノヤス・ヒシノ明昌に社名変更）入社 同社総務部長 同社取締役 同社取締役常務執行役員総務部担当兼内部統制推進室担当 同社取締役常務執行役員総務人事部担当兼内部統制推進室担当 当社取締役常務執行役員総務人事部担当兼内部統制推進部担当 当社取締役常務執行役員総務人事部担当兼総務人事部長兼内部統制推進部担当（現任）	(注)2	15,590
取締役 常務 執行役員	資材担当	悦勝 三次	昭和23年12月7日生	昭和46年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年4月 平成21年6月 平成22年4月 平成23年10月	佐野安船渠株式会社（昭和59年8月株式会社サノヤスに社名変更、平成3年4月株式会社サノヤス・ヒシノ明昌に社名変更）入社 同社船舶鉄構事業本部マリン事業部長兼大阪製造所長 同社取締役 同社執行役員船舶鉄構事業本部副本部長兼マリン事業部長兼大阪製造所長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役常務執行役員船舶営業本部副本部長兼船舶営業開発室長 当社取締役常務執行役員資材担当（現任）	(注)2	10,931
取締役 常務 執行役員	陸上グループ担 当	篠原 照夫	昭和24年10月13日生	昭和48年4月 平成15年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成22年4月 平成23年10月	佐野安船渠株式会社（昭和59年8月株式会社サノヤスに社名変更、平成3年4月株式会社サノヤス・ヒシノ明昌に社名変更）入社 同社企画室長 同社取締役 同社執行役員業務企画部長 同社取締役常務執行役員 同社取締役常務執行役員企画部長 当社取締役常務執行役員陸上グループ担当（現任）	(注)2	6,414
取締役 執行役員	経理部副担当兼 企画部副担当兼 経営戦略室長	北川 治	昭和33年4月8日生	平成19年4月 平成22年4月 平成23年4月 平成23年6月 平成23年10月	株式会社三井住友銀行企業情報部部長 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌入社経理部理事兼企画部理事 同社執行役員経理部副担当兼企画部経営戦略室長 同社取締役執行役員 当社取締役執行役員経理部副担当兼企画部副担当兼経営戦略室長（現任）	(注)2	1,277

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	常勤	荻野 繁之	昭和20年6月18日生	昭和45年4月	佐野安船渠株式会社(昭和59年8月株式会社サノヤスに社名変更、平成3年4月株式会社サノヤス・ヒシノ明昌に社名変更)入社	(注)3	12,279
				平成13年4月	同社水島製造所副所長兼設計室副室長		
				平成14年6月	同社取締役		
				平成16年6月	同社常勤監査役		
				平成23年10月	当社常勤監査役(現任)		
監査役	常勤	桐野 恭至	昭和25年12月17日生	昭和48年4月	佐野安船渠株式会社(昭和59年8月株式会社サノヤスに社名変更、平成3年4月株式会社サノヤス・ヒシノ明昌に社名変更)入社	(注)3	6,669
				平成15年4月	同社水島製造所管理部長		
				平成18年6月	同社取締役水島製造所副所長兼管理部長		
				平成19年6月	同社執行役員水島製造所副所長兼大阪工作部長		
				平成22年4月	同社執行役員水島製造所副所長		
				平成23年6月	同社常勤監査役		
				平成23年10月	当社常勤監査役(現任)		
監査役		森 薫生	昭和29年9月26日生	昭和57年4月	弁護士登録(現在に至る)	(注)3	4,749
				昭和63年1月	辻中・森法律事務所パートナー弁護士		
				平成11年4月	森薫生法律事務所(現高麗橋中央法律事務所)所長(現任)		
				平成17年4月	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌仮監査役		
				平成17年6月	同社監査役		
				平成23年10月	当社監査役(現任)		
監査役		平野豊三郎	昭和23年4月25日生	平成12年6月	株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)常任監査役	(注)3	19,205
				平成14年12月	同行監査役、株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役		
				平成18年6月	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌監査役		
				平成23年10月	当社監査役(現任)		
計							183,152

(注) 1 監査役 森 薫生、同 平野豊三郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。

2 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。

3 監査役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。

4 所有株式数には、平成23年12月31日現在の役員持株会名義分を含んでいる。

5 当社では、取締役会における経営の「意思決定機能」及び業務執行の「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、迅速な意思決定と効率的な業務執行の体制を構築するとともに役割と責任を明確化して、コーポレートガバナンスの充実とそれぞれの機能強化を図るために執行役員制度を導入している。

取締役を兼務しない執行役員は、以下のとおりである。

副社長執行役員

社長補佐(技術担当)

伊藤 隆章

執行役員

企画部副担当(システム)

小宮 守

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。
- (2) 当社は平成23年10月3日に単独株式移転により設立されたため、前連結会計年度以前に係る記載はしていない。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月3日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(平成23年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	24,108
受取手形及び売掛金	2 19,352
商品及び製品	184
仕掛品	1,819
原材料及び貯蔵品	545
その他	3,450
貸倒引当金	35
流動資産合計	49,427
固定資産	
有形固定資産	
機械及び装置（純額）	4,501
土地	5,436
その他（純額）	7,573
有形固定資産合計	17,510
無形固定資産	
その他	647
無形固定資産合計	647
投資その他の資産	
投資有価証券	3,783
その他	2,457
貸倒引当金	224
投資その他の資産合計	6,016
固定資産合計	24,175
資産合計	73,602

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(平成23年12月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	2 15,082
短期借入金	3,641
未払法人税等	1,759
前受金	14,374
賞与引当金	234
保証工事引当金	2,608
受注工事損失引当金	2,798
固定資産撤去費用引当金	329
訴訟損失引当金	40
その他	1,216
流動負債合計	42,084
固定負債	
社債	75
長期借入金	11,559
退職給付引当金	4,331
役員退職慰労引当金	77
資産除去債務	534
負ののれん	84
その他	191
固定負債合計	16,853
負債合計	58,938
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,538
資本剰余金	1,110
利益剰余金	9,775
自己株式	5
株主資本合計	13,418
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	355
その他の包括利益累計額合計	355
少数株主持分	889
純資産合計	14,663
負債純資産合計	73,602

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	54,518
売上原価	46,991
売上総利益	7,527
販売費及び一般管理費	3,484
営業利益	4,042
営業外収益	
受取利息	10
受取配当金	59
貸倒引当金戻入額	127
その他	155
営業外収益合計	352
営業外費用	
支払利息	254
その他	125
営業外費用合計	380
経常利益	4,014
特別利益	
固定資産売却益	3
特別利益合計	3
特別損失	
固定資産撤去費用引当金繰入額	329
その他	42
特別損失合計	371
税金等調整前四半期純利益	3,646
法人税、住民税及び事業税	2,279
法人税等調整額	698
法人税等合計	2,977
少数株主損益調整前四半期純利益	668
少数株主利益	9
四半期純利益	659

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	668
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	403
その他の包括利益合計	403
四半期包括利益	265
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	262
少数株主に係る四半期包括利益	2

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等)

当社は平成23年10月3日に(株)サノヤス・ヒシノ明昌の単独株式移転により設立された。四半期連結財務諸表は、当第3四半期連結会計期間から作成しているので、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等」を記載している。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社の数は8社であり、その社名は次のとおりである。 (株)サノヤス・ヒシノ明昌 山田工業(株) ケーエス・サノヤス(株) (株)サノテック 明昌ネットワーク(株) 加藤精機(株) みづほ工業(株) サノヤス・エンジニアリング(株)</p> <p>(2)主要な非連結子会社は次のとおりである。 サノヤス造船(株)、サノヤス建機(株)、サノヤス商事(株)、サノヤス産業(株)、サノヤス建物(株)、山田エンジニアリングサービス(株)、サノヤス安全警備(株)尚、これらの子会社の総資産額、売上高、四半期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除外している。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法を適用した関連会社は1社であり、その社名は次のとおりである。 CENTENARY MARITIME S.A.</p> <p>(2)持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称 サノヤス造船(株) サノヤス建機(株) 持分法を適用しない理由 非連結子会社は、四半期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p>
3 連結子会社の四半期連結決算日に関する事項	<p>連結子会社のうち、山田工業(株)、ケーエス・サノヤス(株)、(株)サノテック、明昌ネットワーク(株)、加藤精機(株)、みづほ工業(株)の第3四半期決算日は10月31日である。四半期連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の四半期財務諸表を使用し、第3四半期連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。上記を除く連結子会社の第3四半期決算日は第3四半期連結決算日と同一である。</p>

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>1)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 四半期決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2)デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法</p> <p>3)たな卸資産 仕掛品については主として個別法による原価基準（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっている。その他については主として移動平均法に基づく原価基準（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっている。</p> <p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>1)有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっている。 なお、主な耐用年数は、建物7～50年、機械6～9年である。 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっている。</p> <p>2)無形固定資産 定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。</p> <p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>2)賞与引当金 従業員の賞与に充当するため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>3)保証工事引当金 工事完成後に無償で補修すべき費用の支出に備えるため、過去2年間の実績を基礎とした発生見込額のほか、個別に勘案した見積額を計上している。</p> <p>4)受注工事損失引当金 当第3四半期連結会計期間末の未引渡工事で損失が確実視され、かつ、当第3四半期連結会計期間末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌第4四半期連結会計期間以降の損失見積額を引当計上している。</p>

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
	<p>5)固定資産撤去費用引当金 固定資産について、将来発生が見込まれる解体撤去に備えるため、その費用見込額を計上している。</p> <p>6)訴訟損失引当金 係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失見込額を計上している。</p> <p>7)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当第3四半期連結会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により発生の上連結会計年度から費用処理している。</p> <p>8)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当第3四半期連結会計期間末要支給額を計上している。</p> <p>(4)重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。</p> <p>(5)重要なヘッジ会計の方法 1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。 尚、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。</p> <p>2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...為替予約取引及び金利スワップ取引 ヘッジ対象...外貨建予定取引及び借入金利息</p> <p>3)ヘッジ方針 市場リスクに係る管理規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしている。</p> <p>4)有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額またはキャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価している。</p> <p>(6)負ののれんの償却方法及び償却期間 平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、10年間で均等償却している。</p> <p>(7)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっている。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用している。

(法人税率の変更等による影響)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りとなる。

平成24年3月31日まで 40.66%

平成24年4月1日から平成27年3月31日 37.99%

平成27年4月1日以降 35.62%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が198百万円減少し、当第3四半期連結累計期間に費用計上された法人税等調整額が225百万円、その他有価証券評価差額金が26百万円それぞれ増加している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形割引高	90百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が当四半期連結会計期間末残高に含まれている。

	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形	8百万円
支払手形	1,073百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。
第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負
ののれんの償却額は、次のとおりである。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	1,880 百万円
負ののれんの償却額	15 百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項なし。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間
の末日後となるもの

該当事項なし。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成23年10月3日付で単独株式移転により設立された。設立日(平成23年10月3日)における連結
貸借対照表の資本金は2,538百万円、資本剰余金は1,110百万円である。なお、設立日と比較して株主資本の
金額に著しい変動はない。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループのうち、(株)サノヤス・ヒシノ明昌は本社に製品・サービス別の営業本部を置き、営業本部内において取扱う製品・サービスについての包括的な戦略を立案し、営業活動を展開している。

従って、当社の報告セグメントは、(株)サノヤス・ヒシノ明昌の営業本部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「船舶部門」及び「陸機部門」の2つを報告セグメントとしている。

「船舶部門」は、国内外の船主向けに主としてばら積船建造と民間並びに官公庁船の修繕等を行っている。「陸機部門」は、立体駐車装置・食品タンク等の製造、建設工事中用エレベーターの製造・レンタル、遊園機械の製造並びに遊園地運営を行っている。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他の部門 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 連結損益計 算書 計上額 (注3)
	船舶部門	陸機部門	計				
売上高							
外部顧客への売上高	43,407	5,370	48,777	5,741	54,518	-	54,518
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4	34	39	187	227	227	-
計	43,411	5,405	48,816	5,929	54,746	227	54,518
セグメント利益又は 損失()	6,440	1,133	5,307	219	5,527	1,484	4,042

(注) 1 「その他の部門」の区分は報告セグメントには含まれていない事業セグメントであり、空調・給排水・環境工事、機械部品製造、化粧品製造用機械製造、自動車部品製造、ソフトウェア開発等を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

セグメント利益又は損失の調整額1,484百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用1,485百万円及びセグメント間取引消去 0百万円である。

全社費用には、当社の経費の他、報告セグメントに帰属しない一般管理費を計上している。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間（自平成23年10月3日至平成23年12月31日）

共通支配下の取引等

(単独株式移転による持株会社の設立)

平成23年5月9日開催の株式会社サノヤス・ヒシノ明昌取締役会及び平成23年6月28日開催の株式会社サノヤス・ヒシノ明昌定時株主総会において、単独株式移転により持株会社「サノヤスホールディングス株式会社」を設立することを決議し、平成23年10月3日に設立した。

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容等

(1) 結合当事企業の名称

株式会社サノヤス・ヒシノ明昌

(2) 事業の内容

船舶の建造及び修繕、駐車装置、建設機械、遊園機械の製造販売等

(3) 企業結合日

平成23年10月3日

(4) 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社の設立

(5) 結合後企業の名称

サノヤスホールディングス株式会社

(6) 企業結合の目的

連結経営のレベルアップ

当社グループの陸上事業は、本体事業よりも連結子会社事業の比重が高くなっている。こうした実情に対応して、連結経営をレベルアップすることが必要と判断した。まず、事業グループとして、造船、陸上、レジャー、サービス事業の4つを設定し、そこに、本体の各事業を分社した会社と、既存の子会社等を配置する。これらの事業会社は、持株会社の下で対等な関係に置かれ、それぞれの事業に最適なビジネスモデルを構築、洗練し、独立採算による責任権限の明確化・意思決定の迅速化と、事業特性に応じたリスク管理力の強化を図る。持株会社には、各事業グループを担当する役員を置き、事業グループ内における会社間の商品サービスのクロスセル等、シナジー効果の創出によって、事業グループ全体、ひいては当社グループ全体の収益力の強化を図る。

持株会社によるグループ経営管理の均質化とガバナンスの徹底

持株会社に期待される役割は、本体から分かれた事業会社と既存の子会社等に対する経営管理を均質化すると同時に、各事業会社の経営意思決定に関するガバナンスを徹底することであり、これによって、連結経営の基盤を築くことができるものとする。

M&Aを含めた新規事業展開への戦略的対応

当社グループ内での事業展開強化拡充に加え、M&Aを含めた新規事業展開を図る。持株会社傘下での分社体制は、こうした外部成長の機会を捉え、既存事業とのシナジー効果を図りながら新規事業や新規に取得した企業をグループ内に早期定着させるのに最適の組織形態であり、戦略的な備えを行うものである。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施している。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	20円23銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(百万円)	659
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	659
普通株式の期中平均株式数(千株)	32,577

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

当社の子会社である株式会社サノヤス・ヒシノ明昌、サノヤス造船株式会社及びサノヤス建機株式会社は、平成23年10月28日締結の吸収分割契約により、平成24年1月4日に株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の造船事業、プラント事業及び建機事業をサノヤス造船株式会社及びサノヤス建機株式会社に承継した。

1 分割した事業の概要

・造船事業

船舶、船用諸機械、船用タンク及び海洋構造物の設計、製造、販売、賃貸借、リース、据付、修理、保守及び保全に関する事業

・プラント事業

陸上タンク、自走式駐車場及び工業・産業用(レジャー産業を除く)設備の設計、製造、販売、賃貸借、リース、据付、修理、保守及び保全に関する事業

・建機事業

建設用エレベータ・クレーン等土木建設機械機器及び部品並びにこれに関連する総合設備の設計、製造、販売、賃貸借、リース、据付、修理、保守及び保全に関する事業

2 企業結合の法的形式

株式会社サノヤス・ヒシノ明昌を吸収分割会社とし、サノヤス造船株式会社及びサノヤス建機株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

3 吸収分割承継会社の概要

商号	サノヤス造船株式会社	サノヤス建機株式会社
資本金の額	2,000百万円	80百万円
事業の内容	造船事業及びプラント事業	建機事業

4 吸収分割の目的

当社はこれからの持続的発展、企業価値の向上を図るためには、従来の組織体制を一新して、連結経営のレベルアップを図ることが必要と判断した。そこで、今般、持株会社を設立し、その傘下に4つの事業グループを設定、個別事業ごとに分社した各事業会社を既存の子会社等と同列に配置した組織に再編することとした。

当社は各事業会社をグループ全体の観点から総括し、グループ戦略を策定して資源配分を最適化する機能と、経営管理の均質化を含めたガバナンスを事業会社全てに徹底する体制の構築を目指すと共に、各事業会社は各事業に最適なビジネスモデルを構築・洗練し、独立採算で事業を行うことにより連結経営のレベルアップを図り、社会や市場の変化に迅速に対応できる企業グループ体制の確立を目指す所存である。

5 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施している。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月8日

サノヤスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 松 井 隆 雄

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 井 家 上 慎 一

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 三 宅 潔

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサノヤスホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月3日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サノヤスホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。